

ふるさと納税で 商品をPRしませんか？



～下郷町ふるさと納税の返礼品提供事業者募集～

下郷町では、ふるさと納税制度を活用した本町への寄附促進及び本町の魅力や地元産品等のPRによる産業振興を図ることを目的に、本町へふるさと納税を行った寄附者に対して贈呈する返礼品の提供を行う事業者を募集します。

●返礼品の要件

- ①本町の魅力や特産品のPRにつながるものであること。
- ②本町内で生産、製造、加工されているもの、本町内で提供される体験等のサービスであること、又は本町内にて生産されたものを原材料として製造・加工したものであること。
- ③品質及び数量において安定供給が見込めるものであること。
- ④次に該当する物品でないこと。その他、ふるさと納税に関する各種総務省通知の趣旨に反する内容でないこと。
 - ア 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー等）
 - イ 資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品等）
 - ウ 価格が高価なもの

●提供事業者の要件

- ①法令等に沿った生産、製造、加工、販売等を行っていること。
- ②町税の滞納がないこと。
- ③町内に本社、支社、事業所、工場又は営業所等のいずれかを有する法人、団体、又は個人事業者等であること。
- ④下郷町暴力団排除条例に規定するもの並びにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。
- ⑤電子メールの送受信可能なインターネット環境を有しており、本町が契約する委託業者と電子メールによる連絡ができること。

裏面もみてね



●寄附金額と返礼品の額の例

寄附金額	返礼品の額（税込）	備 考
5,000 円以上	1,500 円以下	送料は実費を 町が負担します。
10,000 円以上	3,000 円以下	
15,000 円以上	4,500 円以下	
20,000 円以上	6,000 円以下	
25,000 円以上	7,500 円以下	
30,000 円以上	9,000 円以下	
50,000 円以上	15,000 円以下	

※返礼品の額（税込）の設定金額は、寄附金額の3割以内としています。

※この表に掲載のない価格帯のものについては別途協議の上決定いたします。

●申請方法

申請書類に必要事項を記入の上、下記提出先へ提出してください。

申請書類、募集要領等は役場総合政策課で配付する他、町ホームページでも入手できます。

※申請される前に必ず募集要領をご一読ください。

【申請書類】

- (1) 下郷町ふるさと納税返礼品（提供事業者）登録申込書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 登録希望商品票（様式第3号）
- (4) 登録希望商品がわかる写真

●申請受付期間

随時受付しております。

申請いただいた返礼品については、町が審査し、採用の可否を決定します。

●お問い合わせ先・提出先

〒969-5345 福島県南会津郡下郷町大字塩生字大石 1000 番地

下郷町役場 総合政策課 企画政策係

電話：0241-69-1144 FAX:0241-69-1167

Mail：kikaku_01@town.shimogo.fukushima.jp

HP：<https://www.town.shimogo.fukushima.jp>